

子育て応援宣言登録制度Q&A

Q1. 宣言は誰がするのですか。

A1. 従業員の仕事と子育ての両立を支援するために取り組む内容を、企業・事業所の代表者が宣言します。

Q2. 本社は東京で、福岡県に支店がある場合は宣言できますか。また、宣言するのは誰ですか。

A2. 本社が他県の場合、県内の事業所で可能な範囲の取り組み内容を、その事業所の代表者（支店長、支社長など）が宣言することになります。

Q3. 従業員は8人ですが、対象になりますか。

A3. 従業員の数および業種に制限はありません。また、従業員にはパート従業員も含まれます。ただし、代表者のみまたは役員のみで、従業員がいない場合は対象になりません。

Q4. 宣言内容は正社員に対する取り組みに限られるのですか。

A4. 正社員に対する取り組みに限らず、全ての従業員に対する取り組みが対象となります。それぞれの企業・事業所によって、様々な事情が異なると思います。正社員に限らず、パート職員も重要な労働提供者です。それぞれの企業・事業所によって、誰もが子育てしやすい職場づくりを検討していただきたいと考えています。

Q5. 育児休業の対象者はいないのですが。

A5. 育児休業に関するもののみの取り組みを募集しているわけではありません。看護休暇の拡充や、子育てに配慮した勤務時間の設定や勤務形態の配慮など、どんな取り組みであっても結構です。

また、現在対象者がいない場合でも、今後対象となる社員が出てきた場合の取り組みを今宣言していただくことも重要と考えます。職場として仕事と子育てを応援する内容を、さまざまな角度から検討し宣言してください。

Q6. どのような宣言がよいのですか。

A6. 現状から一歩でも前進する法定義務以上の具体的な取り組み内容での2つ以上の宣言をお願いしています。宣言内容例をご参考に、貴社独自の取組内容を考えてみてはいかがでしょうか。

Q7. 登録の手順を教えてください。

A7. 代表者名で取組内容を記載した届出書、代表者の写真（電子データ可）を、県庁新雇用開発課まで郵送して下さい。また、会社のPR資料等がある場合、参考にさせていただきますので、いただけると幸いです。

また、県のホームページ(<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp/>)からも電子申請ができますので、ぜひご利用ください。

県では受領後届出内容を審査し、登録証を交付します。

*届出書の取組内容部分が、県から交付する登録証に記載されます。

Q8. 宣言書を提出してから登録されるまでに何日くらいかかりますか。

A8. 届いた宣言書の内容や添付書類に問題がない場合は、1か月程度で登録証をお渡ししています。お尋ねさせていただくことがある場合、もう少し時間がかかることがありますのでご了承ください。

Q9. 登録マークは、どんな活用ができますか。

A9. 登録マークは、県の登録後、ホームページからダウンロードできます。

企業・事業所のPRのため、会社のパンフレット・名刺・ホームページなどに幅広く掲載していただいて結構です。

また、「宣言企業」のステッカーをお渡ししますので、会社やお店の入り口に貼るなどご活用ください。

Q10. 県の支援は。

A10. 県の広報誌、ホームページなど様々な機会を捉え、積極的に紹介していきます。

県が紹介等を行うことで、企業・事業所のイメージアップにつながるとともに優秀な人材の確保につながると考えます。

また、先進的な取り組み事例や研修会の情報提供、活用できる助成制度の紹介などを行うことにより、各企業・事業所における従業員の仕事と子育ての両立支援の取り組みがより一層、充実できるよう支援します。

Q11. 登録してのメリットは他にありますか。

A11. ①福岡県の建設工事や物品調達の入札参加資格での加点制度があります。

②宣言企業・事業所間のメリット（優遇制度・割引制度など）があります。

Q12. 3年が経過したら、どうなりますか。

A12. 登録の有効期間は登録日から3年間です（H30.4月より）。3年間の取組を踏まえて、そのときの現状から一歩でも前進する取組内容を再度宣言いただくこととなります。